

被扶養者認定に必要な主な書類（採用時）

◎：提出必須 ○：該当者は提出 △：必要に応じて提出

提出書類	該当者						指定の書式の有無	備考
	配偶者		子 ※		父母			
	無職・無収入	収入あり	22歳未満	22歳以上	収入なし	収入あり		
被扶養者等申告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	被扶養者がいる場合、被扶養者の情報の記入が必要
扶養の申立書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	
課税・非課税証明書	◎	○	○	○	◎	◎		市区町村で発行される最新のもの 18歳以上の場合必要
給与支払証明書/給与支払見込証明書 又は給与明細書（過去3ヶ月分）の写		○	○	○		○	有	同様の内容であれば勤務先で作成された様式でも可
年金額改定通知書の写し		○				○		年金受給者の場合必要 最新のもの
確定申告書の写し		○	○	○		○		事業所得、不動産所得、配当所得等がある場合。直近のもの、収支内訳書等含む
在学証明書	△		○	○				18歳以上の学生の場合必要
戸籍謄本・抄本	△	△	△	△	◎	◎		別居の場合と父母を扶養に入れる場合必要
生活費の送金を証明する書類					○	○		別居の場合必要
他の扶養義務者（兄弟姉妹）の申立書					○	○	有	他の扶養義務者（兄弟姉妹）がいる場合必要
国民年金第3号被保険者資格取得届	◎	◎					有	
国民年金第3号被保険者住所変更届	○	○					有	配偶者が被扶養者であり、本学着任に際し配偶者の住所が変わった方
配偶者の基礎年金番号がわかる書類	◎	◎						「年金手帳」の写し又は「基礎年金番号通知書」の写し 基礎年金番号がわかる箇所
府省（組合）間・支部間異動者に係る被扶養者の現況申立書	○	○	○	○	○	○	有	国家公務員共済組合の他組合（文部科学省共済組合の他支部を含む）より異動された方の場合に必要
その他必要な書類								
扶養親族届	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	扶養手当の認定を受ける場合に必要
扶養控除等申告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	税法上の扶養親族となる場合に必要

※ 配偶者が被扶養者でない場合、主たる扶養者の確認のため配偶者の年間収入が確認できる書類（源泉徴収票、給与明細の写し等）も添付すること。

組合員の収入が配偶者の収入より少ない場合でも、組合員の収入 \geq 配偶者の収入 \times 0.9ならば申立てにより認定可能です。

※ 採用時に該当者が退職し、新たに被扶養者に認定する場合は退職にかかる根拠書類が必要となる場合があります。

提出先：人事課給与共済係（内線5013）
 上記のほかに、状況に応じて必要な書類を追加でご提出いただくことがあります。
 ご不明な点がある場合は、担当係までお問い合わせ願います。
 （扶養手当担当：給与係、共済組合担当：給与共済係）